

北海道釧路東高等学校いじめ防止基本方針

北海道釧路東高等学校

1 目的

学校いじめ防止基本方針は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他のいじめへの対処のための対策を考えるための方針である。

近年、いじめは冷やかしやからかいなどの他、ツイッターやLINE等のSNSを介したいじめや暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。いじめをきっかけに自らの命を絶とうとしてしまったり、不登校になってしまったりするなど、心に深い傷を負い悩んでいる生徒もいる。いじめ問題は複雑化し、その対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って満足でき、充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定める。また、学校間、地域間の連携を高め、いじめの未然防止を図りながら、生徒に関わるすべての人々が共通の認識を持っていじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めることを目的とする。

※ 「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行）」に基づき策定

※ 令和5年（2023年）10月19日改定 ※令和8年（2026年）4月28日改定

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のあるものを指す。

※ インターネットを通じた誹謗中傷などは、本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめと同様の対応をする。

(1) いじめに対する基本的な考え方

ア 「いじめは、絶対に許されない」「いじめは、いじめる側が悪い」との認識

イ 「いじめは、多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短時間で入れ替わる事実」の認識

ウ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

エ 「けんか」や「ふざけあい」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること

オ 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、「発達障がいを含む障がいのある生徒」「海外から帰国した生徒や外国人の生徒」「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」「東日本大震災により避難している生徒」等に対し適切な支援を進めること

(2) いじめの構造と動機

ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」の関係だけではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲の生徒が関わっている場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり、促進作用になったりする。

イ いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・ 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・ 支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・ 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持を味わおうとする）
- ・ 同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・ 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・ 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・ 欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(3) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う、あざける、落書き、物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令、脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、仲間はずれ、授業中のからかい、嫌がらせ、暴力、たかり など

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している。（相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。）
- ・ いじめの被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。
- ・ 苦痛を感じていないことを被害生徒本人及びその保護者に面談等で確認する。

※解消している状態に至った場合であっても、再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることから、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒等を、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 いじめ防止の指導体制、組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙 1 ※日常の指導体制(いじめの未然防止・早期発見)「いじめ防止対策委員会の設置」

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

別紙 2 ※緊急時の組織的対応(いじめへの対応)

4 いじめの未然防止

いじめ問題への対応では、いじめを「しない」「させない」「許さない」集団作りのための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

ア 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

イ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人が活躍できる授業づくり

(2) 特別活動や道徳教育の充実

ア ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

イ ボランティア活動の充実

(3) 教育相談・いじめ相談体制の充実

ア 教育相談週間等における面談の実施(4月、5月)

イ スクールカウンセラーによるカウンセリング(通年)

ウ 心と身体のチェック、SEL8アンケートの結果を活用した面談の実施

(6月、10月)

エ 校内教育相談窓口の設置

オ いじめ相談窓口の周知徹底

(4) 定期的調査の実施

いじめの把握のためのアンケート調査における面談(6月、11月、1月)

(5) 人権教育充実

ア 人権意識の高揚

イ 講演会等の開催

(6) 情報教育の充実

ア サイバーパトロールによる情報モラル教育の充実

イ いじめ予防や情報モラルに関する校内研修会の実施

ウ 行政等の関係機関との情報交換

エ 講演会等の開催

(7) 保護者・地域との連携

ア いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針等の周知

イ 教育局のいじめ問題対策チームとの連携

(8) 教職員の責務

- ア 生徒理解を深め、生徒との信頼関係を築く
- イ 教職員全員で「いじめ見逃しゼロ」という意識を持ち、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を考慮し関わりをもち、いじめの定義に則り積極的にいじめを認知する
- ウ 不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織対応（別紙2）」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒のサイン 参考資料 1

(3) いじめている生徒のサイン 参考資料 2

(4) 教室でのサイン 参考資料 3

(5) 家庭でのサイン 参考資料 4

(6) 相談体制の整備

ア いじめ相談窓口の設置・周知

イ 教育相談週間等における面談（4月、5月）

ウ スクールカウンセラーによるカウンセリング（通年）

エ 心と身体のチェック、SEL 8 アンケートの結果を活用した面談の実施

（6月、10月）

オ 教育相談受付フォームを用いた随時面談の実施

(7) 定期的調査の実施

いじめの把握のためのアンケート調査における面談（6月、11月、1月）

(8) 情報の共有

ア 報告経路の明示・報告の徹底

イ 職員会議等（学年会議、部局顧問会議含む）での情報共有

ウ 要配慮生徒の実態把握（特別支援教育委員会との共有）

エ 進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応 いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・ 安全・安心を確保する。・心のケアを図る。

- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

イ いじめている生徒への対応 いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられている生徒の苦痛に気付かせ、謝罪の気持ちを醸成させる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 周囲で傍観している集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・ 自分自身の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努めさせる。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努めさせる。

(3) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して相談された場合は、複数の教員で対応して学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

イ いじめている生徒の保護者に対して 事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・ 生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・ 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

ウ 保護者同士が対立する場合の対応

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもあるので、状況を見極める。
- ・ 教育局や関係機関と連携して解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは、学校だけで解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、関係機関と連絡を密に取り、一体的な対応をすることが重要である。

ア 教育局との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護への対応方法
- ・ 関係機関との調整

イ 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・ 犯罪等の法行為がある場合

ウ 福祉関係（町の福祉課や社会福祉協議会など）との連携

- ・ 家庭の養育に関する指導助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは インターネット上において文字や画像を使い、特定の生の個人情報や誹謗・中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信したり、他人になりすましたりする行為によって当該生徒が精神的な苦痛を感じているものがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・ フィルタリングの啓発
- ・ 保護者の見守り

イ 情報教育の充実

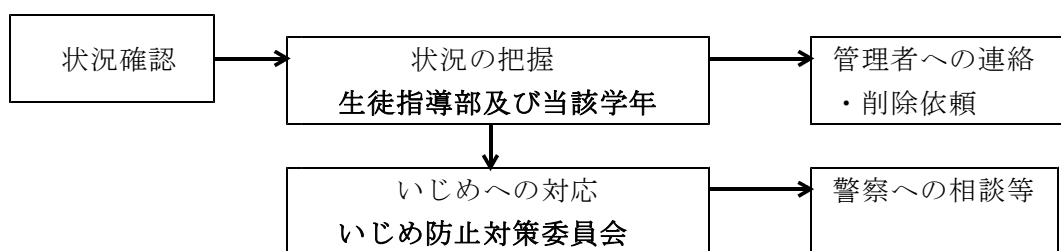
- ・ 講演会等による報モラル教育の充実

(3) ネットいじめへの対応

ア ネットいじめの把握

- ・ 被害者からの訴え
- ・ 閲覧者からの情報
- ・ ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



8 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合

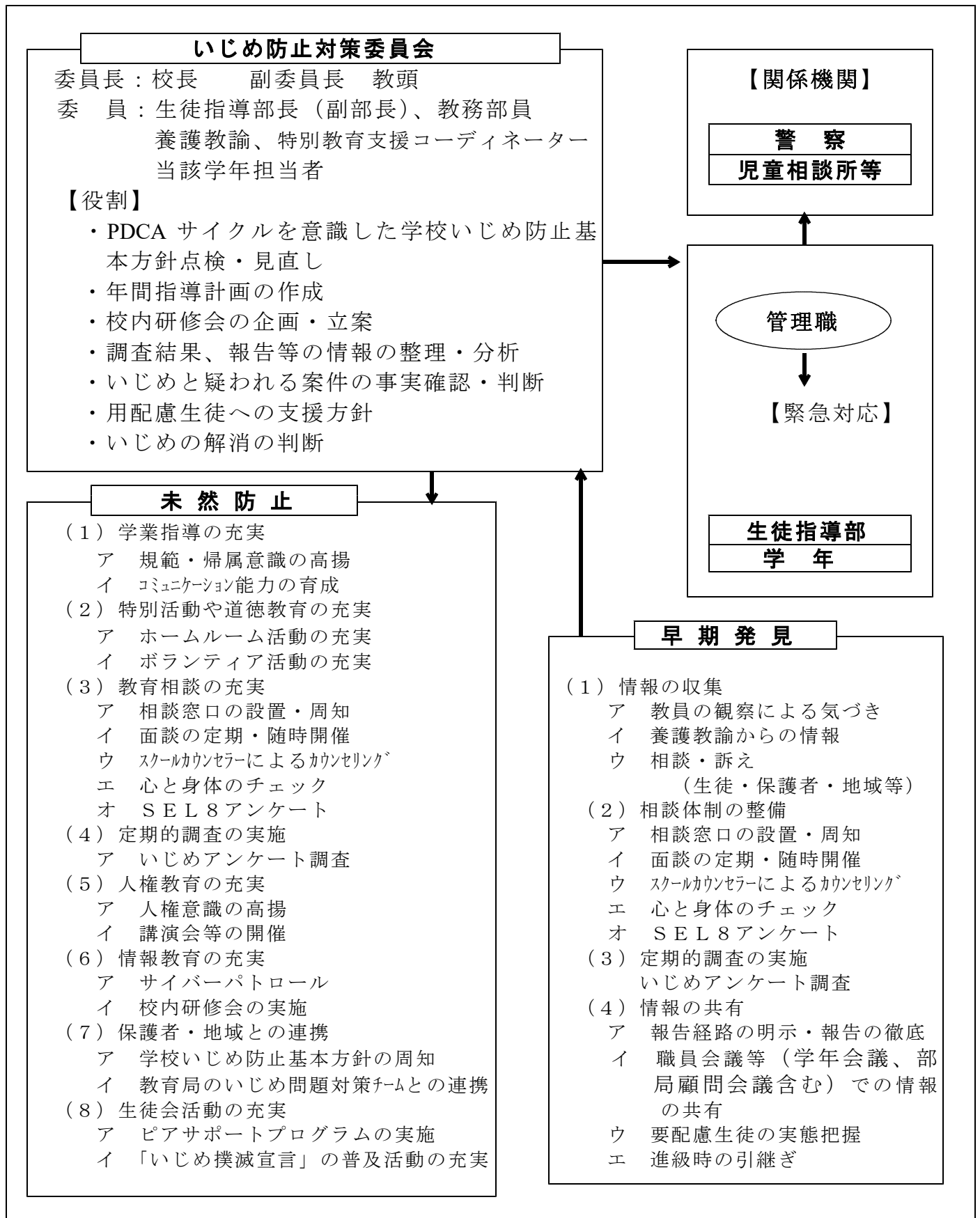
- ・ 生徒が自殺を企画した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 高額の金品を奪い取られた場合

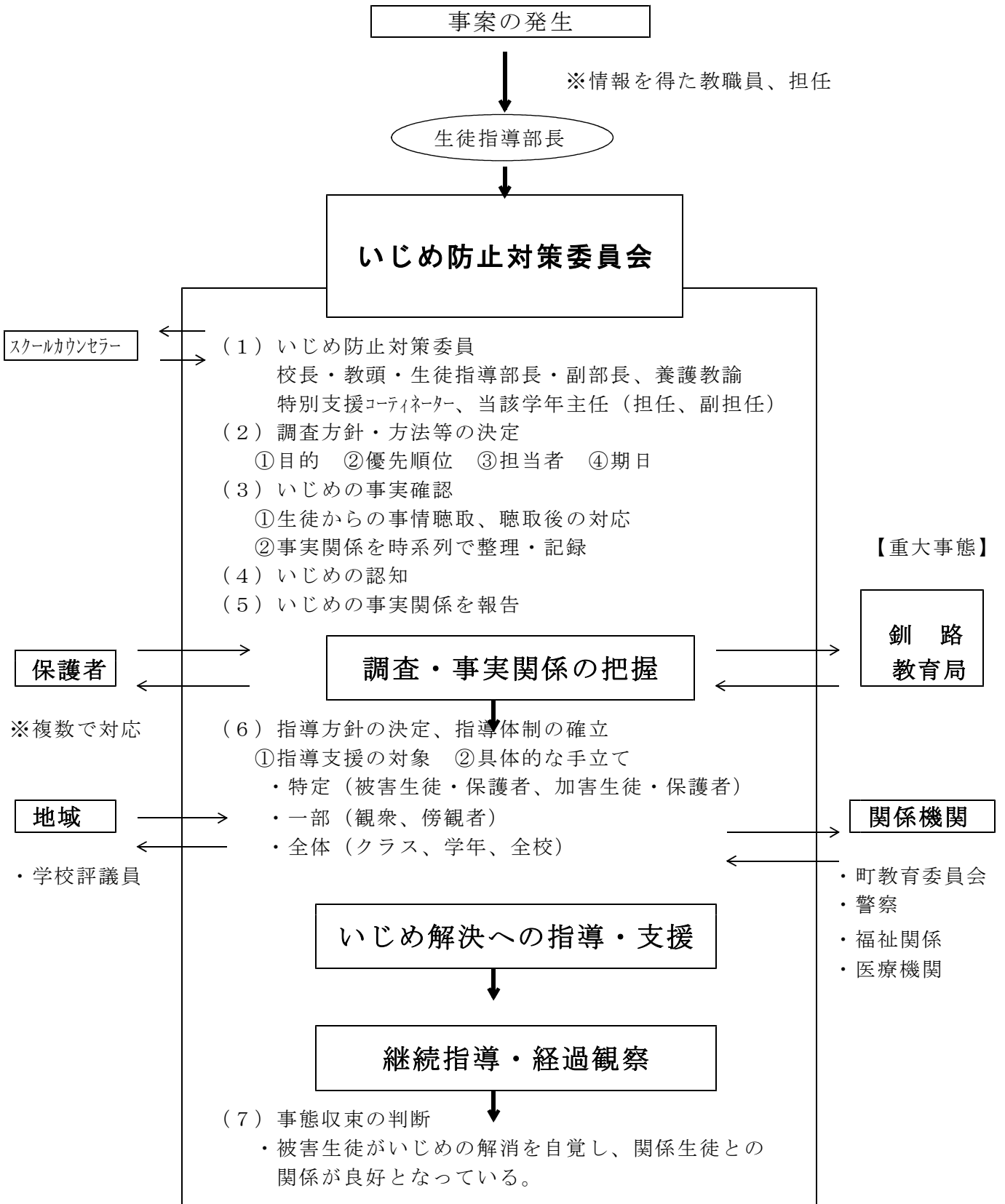
イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合。

- ・ 年間の欠席日数が著しく増加している場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、教育局に報告するとともに、教育局のいじめ問題対策チームと連携し、必要な指導・助言・支援を受ける。





- ・ 解決しない場合 → 再度、生徒指導部で対応
- ・ 解決した場合 → 再発防止・経過観察

参考資料 1

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は、自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

<登校時朝のSHR>

- ア 遅刻や欠席が増える。その理由を明確に言わない。
- イ 教員と視線を合わせず、うつむいている。
- ウ 体調不良を訴える。
- エ 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
- オ 担任が教室に入室後、遅れて入室する。

<授業中>

- カ 保健室やトイレに行くようになる。
- キ 教材等の忘れ物が目立つ。
- ク 机の周辺が散乱している。
- ケ 決められた座席と異なる席に着いている。
- コ 教科書・ノートが汚れている。
- サ 突然個人名が出される。

<休み時間>

- シ 弁当にいたずらされる。
- ス 昼食を教室の自分の席で食べない。
- セ 用のない場所にいたり、廊下を徘徊していたりすることが多い。
- ソ ふざけ合っている表情がさえない。
- タ 衣服が汚れたり、やぶけたりしている。
- チ 一人で清掃している。

<放課後>

- ツ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
- テ 持ち物がなくなっていたり、持ち物にいたずらされたりしている。
- ト 一人で部活動の準備や片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気づいたら、積極的に生徒の中に入ってコミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- ア 教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。
- イ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ウ 教員が近づくと、不自然に分散する。
- エ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

- ア 嫌なあだ名やバカにしたような発言が聞こえる。
- イ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ウ 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- エ 筆記用具等の貸し借りが多い。
- オ 壁等にいたずらや落書きがある。
- カ 机やイス、教材等が乱雑になっている。

4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認する事でサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

- ア 学校や友人のことを話さなくなる。
- イ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
- ウ 朝起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- エ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- オ 受信したメールをこそこそ見たり、電話やメールにおびえたりする。
- カ 不審な電話やメールがあったりする。
- キ 遊ぶ友人が急に変わる。
- ク 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- ケ 急にいらだちを見せたり、泣いたりして、喜怒哀楽が激しい。
- コ 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。
- サ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- シ 登校時間になると体調不良を訴える。
- ス 食欲不振や不眠を訴える。
- セ 学習時間が減る。
- ソ 成績が下がる。
- タ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- チ 自転車がよくパンクしたり、壊されたりする。
- ツ 家庭の品物や金銭がなくなる。
- テ 大きな額の金額を欲しがる。
- ト 家庭内で会話が減り、部屋に引きこもる時間が増える。